

平成31年度五所川原市保育料等基準額表(10月以降)

【表1】●1号保育料(幼稚園・認定こども園)

推定年収	国階層	市階層	定義	徴収金額(月額)	副食費免除		
					第1子	第2子	第3子以降
-	1	1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0	免除	免除	免除
270万円未満	2	2	市民税非課税または均等割のみの課税世帯	0	免除	免除	免除
270万円以上360万円未満	3	3	市民税所得割額77,100円以下	0	免除	免除	免除
360万円以上680万円未満	4	4	市民税所得割額211,200円以下	0	徴収	徴収	免除
680万円以上	5	5	市民税所得割額211,201円以上	0	徴収	徴収	免除

《備考》

- ①保育時間……教育標準時間(4時間)
- ②推定年収は、おおよその目安です。
- ③幼稚園年少から小学校3年生までの範囲内において、同一世帯の2人以上の児童が、同時に小学校、保育所、幼稚園、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業等を利用する場合⇒利用する年齢順で第1子、第2子、第3子と数えます。
- ④推定年収が360万円未満相当の場合は、年齢にかかわらず、被監護者数を第1子、第2子、第3子と数えます。
- ⑤市町村民税額は、住宅借入金等特別控除、配当控除、寄付金控除等を適用する前の額となります。
- ⑥4～8月分は平成30年度市民税額、9月～翌年3月までは、平成31年度市民税額に基づいて階層を決定します。

【表2】●2・3号保育料(保育所・認定こども園)

推定年収	国階層	市階層	定義	徴収金額(月額)						副食費免除(3歳以上)			
				3歳未満		3歳		4歳以上		第1子	第2子	第3子以降	
				標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間				
-	1	1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0		0		0		免除	免除	免除	
260万円未満	2	2	市民税非課税世帯	0		0		0		免除	免除	免除	
260万円以上330万円未満	3	3	市民税所得割額非課税世帯(均等割のみ課税)	ひとり親世帯等	8,000	7,900	0		0	0	免除	免除	免除
			その他	17,000	16,800	0							
		4	市民税所得割額48,600円未満	ひとり親世帯等	8,550	8,400	0		0	0	免除	免除	免除
			その他	18,100	17,800	0							
330万円以上470万円未満	4	5	市民税所得割額48,600円以上60,700円未満	ひとり親世帯等	9,000	9,000	0		0	0	免除	免除	免除
			その他	26,000	25,600	0		その他徴収			5.77万円未満免除	その他徴収	
		6	市民税所得割額60,700円以上78,900円未満	ひとり親世帯等(77,101円未満)	9,000	9,000	0		0	0	免除	免除	免除
			その他	26,500	26,100	0		徴収			徴収		
		7	市民税所得割額78,900円以上97,000円未満		28,500	28,100	0		0	0	徴収	徴収	免除
		470万円以上640万円未満	5	8	市民税所得割額97,000円以上121,000円未満		34,000	33,500	0		0	0	徴収
640万円以上930万円未満	6	9	市民税所得割額121,000円以上169,000円未満		38,900	38,300	0		0	0	徴収	徴収	免除
			市民税所得割額169,000円以上301,000円未満										
930万円以上1,130万円未満	7		市民税所得割額301,000円以上397,000円未満				0						
1,130万円以上	8	10	市民税所得割額397,000円以上		45,000	44,300	0		0	0	徴収	徴収	免除

国基準額		
国階層	3歳未満	
	標準時間	短時間
1	0	0
2	0	0
3	19,500	19,300
4	30,000	29,600
5	44,500	43,900
6	61,000	60,100
7	80,000	78,800
8	104,000	102,400

《備考》

- ①保育時間……保育標準時間(11時間)、保育短時間(8時間)
- ②推定年収は、おおよその目安です。
- ③ひとり親世帯等において、3歳未満第2子以降は保育料は0円です。
- ④同一世帯の2人以上の児童が、同時に保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業等を利用する場合⇒利用する年齢順で第1子、第2子、第3子と数えます。また、3歳未満第2子の児童については半額、第3子以降の児童については無料になります。
- ⑤推定年収が360万円未満相当の場合は、年齢にかかわらず、被監護者数を第1子、第2子、第3子と数えます。
- ⑥市民税所得割額が301,000円未満の世帯について、同一世帯に、18歳未満の兄及び姉が2人以上いる場合、入所する児童(3歳未満)については、軽減措置が講じられます。(【表3】参照)
- ⑦軽減措置が重複した場合より軽減となる方が適用されます。
- ⑧市町村民税額は、住宅借入金等特別控除、配当控除、寄付金控除等を適用する前の額となります。
- ⑨4～8月分は平成30年度市民税額、9月～翌年3月までは、平成31年度市民税額に基づいて階層を決定します。
- ⑩平成31年3月31日時点での年齢で判断します。

平成31年度五所川原市保育料等基準額表(10月以降)

【表3】●同一世帯に、18歳未満の兄及び姉が2人以上いる場合

推定年収	国階層	市階層	定義	同時入所人数	徴収金額(月額)	
					3歳未満の第3子	
					標準時間	短時間
-	1	1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)			
260万円未満	2	2	市民税非課税または均等割のみの課税世帯			
260万円以上330万円未満	3	3	市民税所得割額非課税世帯(均等割のみ課税)			
		4	市民税所得割額48,600円未満			
330万円以上470万円未満	4	5	市民税所得割額48,600円以上60,700円未満	1人	8,660	8,530
			2人	4,330	4,260	
		6	市民税所得割額60,700円以上78,900円未満	1人	8,830	8,700
			2人	4,410	4,350	
	7	市民税所得割額78,900円以上97,000円未満	1人	9,500	9,360	
			2人	4,750	4,680	

推定年収	国階層	市階層	定義	同時入所人数	徴収金額(月額)	
					3歳未満の第3子	
					標準時間	短時間
470万円以上640万円未満	5	8	市民税所得割額97,000円以上121,000円未満	1人	26,160	25,800
				2人	13,080	12,900
	6	9	市民税所得割額121,000円以上169,000円未満	1人	27,800	27,400
				2人	13,900	13,700
640万円以上930万円未満	6	10	市民税所得割額169,000円以上301,000円未満	1人	33,300	32,800
930万円以上1,130万円未満	7			2人	16,650	16,400
1,130万円以上	8	10	市民税所得割額 301,000円以上 市民税所得割額 397,000円以上			